

UBC情報

発行： 2025年1月6日

No. 295

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

あけましておめでとうございます

今年も変わらぬご愛顧のほど

よろしくお願い申し上げます

1月20日（毎月納付は1月10日）は源泉所得税の納期限です。納付がお済みでない方は早めに納付してください。

令和6年分確定申告が必要な方はご準備をお願い致します。

トピックス

iDeCoのポイントと先月施行の改正

iDeCo（イデコ、個人型確定拠出年金）は、加入者自身が掛金を拠出して運用を行い、公的年金に上乗せして給付を受け取れる私的年金制度で、現在約344万人（昨年9月時点）が加入しています。

◆iDeCo（イデコ）のポイント

iDeCoは基本的に20歳以上65歳未満の国民年金被保険者（60歳以上の方は第2号被保険者又は任意加入被保険者が対象）が加入できます。拠出できる掛金の上限額は被保険者種別などの加入区分によって異なり、その範囲内で金融機関（運営管理機関）が提示する運用商品を選択し、運用します。

資産の運用は自身の責任で行い、原則として60歳まで引き出すことはできませんが、①掛金は全額が所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象、②運用益は非課税で再投資、③受給時に年金として受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」の対象といった税制の優遇措置があります。

◆昨年12月に施行された主な制度改正

昨年12月からiDeCoの制度改正により、次のような見直しを実施されました。

◎企業年金加入者の拠出限度額の変更

確定給付企業年金（DB）等の他制度に加入している方について、iDeCoの拠出限度額を月額2万円（現行1.2万円）に上げられました。ただし、各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度の掛金相当額の合計が3.5万円を超える場合、限度額は減額となります。

◎加入時等の事業主証明書の廃止等

iDeCo加入時や転職時における「事業主証明書」の発行や、年1回の現況確認が廃止されました。

NISA口座に関する相続時の取扱い

昨年からNISA制度が拡充されたことで資産運用を始める方が増加しています。

◆NISA口座を相続した場合は？

NISAは金融機関に開設したNISA口座内で投資した上場株式や投資信託等による配当や売却益等が非課税となる制度で、昨年1月から一定の投資信託が対象となる「つみたて投資枠（年間投資上限120万円）」と、上場株式なども対象となる「成長投資枠（同240万円）」の併用により年間360万円まで投資でき、無期限で非課税保有できる制度になりました（NISA口座で保有できる上場株式等は買付額ベースで1800万円まで）。

NISA口座を開設している方が亡くなった場合は、その時点で非課税措置は終了します。NISA口座で保有していた上場株式等は相続財産となり、その上場株式等を取得する相続人の課税口座（特定口座又は一般口座）に受入れることとなります（受入れる際の取得日は相続発生日、取得価額は相続発生日の時価）。

◆相続人のNISA口座への受入れはできる？

被相続人のNISA口座自体を相続人が引き継ぐことはできず、相続人が開設しているNISA口座に相続した上場株式等を受入れることもできないため、相続後は非課税での運用はできません。

なお、被相続人のNISA口座で保有していた上場株式等を相続した相続人は、口座が開設されている金融機関に「非課税口座開設者死亡届出書」を提出する等の手続きが必要となりますが、相続発生日から届出書を提出するまでの間に支払われた配当金等は課税対象となります。

申告書等の提出事実・年月日の確認方法

国税庁は令和7年1月から書面提出された申告書等の控えに収受日付印の押なつを行いませんが、以下の方法で提出事実・提出年月日を確認できます。

◎申告書等情報取得サービス

確定申告書等を書面提出している場合でもe-Taxを利用してファイルを取得できます（マイナンバーカードが必要）。

◎税務署での申告書等の閲覧サービス

税務署の窓口で過去に提出した申告書等を閲覧できます。

◎保有個人情報の開示請求（有料）

税務署が保有する個人情報の開示請求により、提出した申告書等の内容を確認できます。

◎納税証明書の交付請求（有料）

納税額又は所得金額の証明書を取得できます。

高齢者雇用確保措置の経過措置が終了

高年齢者雇用安定法では、事業主に対して65歳までの雇用確保措置（①65歳までの定年引上げ、②定年廃止、③65歳までの継続雇用制度導入のいずれか）を講じることを義務付けています。

③の継続雇用制度は、労使協定により制度適用対象者を限定する基準を定めていた場合に希望者全員を対象としないことを認める経過措置が講じられていましたが、その経過措置が令和7年3月末で終了となるため、令和7年4月以降は希望者全員を対象とした雇用確保措置が必要です。

高年齢雇用継続給付の支給率が変わる

高年齢雇用継続給付は、65歳までの雇用継続を援助・促進することを目的とし、賃金が60歳到達等時点と比較して75%未満に低下している60歳以上65歳未満の雇用保険一般被保険者に対して給付金を支給する制度です。

各月に支払われた賃金の低下率に応じて支給率が設定され、賃金の15%が上限となっていますが、60歳に達した日（被保険者期間が5年未満の場合は5年を満了日）が令和7年4月以降の方は支給率が変わり、賃金の10%が上限となります。



給与所得者が行う確定申告（還付申告）

令和6年分の所得税の確定申告期間は令和7年2月17日～3月17日です。大部分の給与所得者は年末調整で所得税が精算されるため確定申告は必要ありませんが、

* 給与収入が2千万円超の方

* 給与所得や退職所得以外の所得金額が合計20万円超の方

などは確定申告が必要となります。

また、確定申告が必要ない方も年末調整では受けられない医療費控除や雑損控除、寄附金控除などを適用する場合は還付申告をします（還付申告は確定申告期間に関係なく1月から提出可能です）。

住宅ローン控除の手続きは「調書方式」に移行

住宅ローン控除の適用に係る手続きは、納税者が金融機関等（住宅ローン債権者）から交付を受けた年末残高証明書を確定申告又は年末調整の際に提出する「証明書方式」でしたが、金融機関等が税務署に「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高調書」を提出し、税務当局から納税者に住宅ローンの年末残高情報を提供する「調書方式」に移行する改正が行われています。

改正は経過措置により、システム改修等の対応が完了した金融機関等から順次、調書方式に移行することとなっており、令和6年1月以降に住宅に居住した方の確定申告から運用が開始されます（調書方式に移行していない場合は従来どおり）。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 295

発行：2025年
1月6日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：http://ubc-net.com

所属：(一財)総合福祉研究会

(一社)全国地域医業研究会

医療

医師偏在是正 重点区域に医師派遣

厚生労働省は昨年12月10日、医師の偏在是正をめぐり、へき地ではないものの人口動態などから医療機関の維持が困難な地域を指定し、優先的に対策を進める方針を固めた。都道府県が作る偏在是正プランに当該地域を盛り込み、中核的な病院から医師を派遣したりする。2026年度から実施に踏み切る構えだ。

同日の「新たな地域医療構想等に関する検討会」(座長＝遠藤久夫学習院大学長)に示した報告書案に盛り込み、大筋で了承された。派遣される医師に手当を増額したり、派遣元の医療機関を支援したりする。そうした経済的インセンティブに要する財源をどこに求めるかについては、保険者が拠出する案を示した一方、「保険給付と関連性の乏しい用途に保険料を充当することは著しく妥当性を欠く」と反対する意見も併記した。

診療所が過剰な地域での新たな開業希望者に対し、都道府県が要件を課すことができる案も盛り込んだ。在宅医療などその地域に足りない機能を担うよう都道府県が要請し、その要請に従わない場合は勧告や公表できるようにする。こうした規制的手法の一つとして、要請に従わない場合に保険医療機関の指定をしないこと、指定を取り消すことも浮上。これに対しては、「憲法上の職業選択の自由に抵触する恐れがある」との反対意見も挙がった。

この検討会は同日が最終回になった。厚労省は近日中に医師偏在是正の総合対策をまとめることにしている。それを踏まえ、25年の通常国会に関連法案を提出する予定だ。(福祉新聞)

保育

誰でも通園制度 こども家庭庁が来年度の実施方針

保護者の就労を問わず、保育施設を一定時間利用できる「こども誰でも通園制度」をめぐり、こども家庭庁は昨年10月30日の同制度有識者検討会で、来年度の実施方針を示した。現在実施中の試行事業と同様に「月10時間」利用を上限に国が補助する。一方、補助単価は試行事業から見直し、こどもの年齢ごとに設定する。

本格実施を見据えた試行事業が本年度実施されており、9月末現在111自治体が開始している。保育施設に通っていない生後6カ月から満3歳未満児が対象で月10時間利用を上限に国が補助。自治体が独自で利用時間を拡充することも可能で、例えば福岡市では月最大40時間まで預かれるような制度を構築している。

来年度には地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けて実施する自治体を増やす。2026年度から全自治体で実施する予定だ。

こども家庭庁が示した来年度の実施方針によると、1時間当たりの補助単価を0、1、2歳の年齢ごとに分けて設定する。同庁によると、年齢が低くなるほど単価を高くすることを想定している。具体的な単価額は予算編成過程で検討し、全年齢で試行事業の補助単価以上を目指す。試行事業の補助単価は全年齢一律で、こども1人1時間当たり850円となっており、保育現場からは「この金額では到底やれない」と補助額の低さについて不満の声が上がっていた。こうした声も踏まえ、同庁は施設の安定的な運営確保に加え、こどもの年齢によって関わり方の特徴や留意点があることから、年齢ごとに単価を設定する方針とした。(福祉新聞)

1. 老人福祉事業収益とは

老人福祉法に規定されている措置事業に係る事務費収益、事業費収益、その他利用料収益と軽費老人ホームの運営事業に係る管理費収益、その他の利用料収益を合わせたものをいいます。社会福祉基礎構造改革により「措置から契約へ」の文脈で社会福祉分野に市場原理が導入された一方で、契約制度の利用が困難な方や、児童養護施設、救護施設など、本人の意思にかかわらず、行政の判断で安全確保を行う必要がある方について、措置を受託することは大切な役割です。勘定科目の説明は「運用上の留意事項 別添3 勘定科目説明」に定められていますが、多岐にわたる老人福祉事業の種類とサービス対価の請求先によって、使用する勘定科目が異なることに留意が必要です。その関係をまとめたものが下表となります。

中区分	小区分	請求・入金先	説明
措置事業収益	事務費収益	市町村	老人福祉の措置事業で、事務費収益をいう。 (老人福祉法に規定する措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る受取事務費をいう。)
	事業費収益	市町村	老人福祉の措置事業で、事業費収益をいう。 (老人福祉法に規定する措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る受取事業費をいう。)
	その他の利用料収益	利用者	老人福祉の措置事業で、その他の利用料収益をいう。 (前記のいずれの利用料にも属さない利用者等からの受取額をいう。)
	その他の事業収益	市町村、利用者、その他	老人福祉の措置事業で、その他の事業収益をいう。 (前記のいずれの収益にも属さない事業収益をいう。)
運営事業収益	管理費収益	利用者	老人福祉の運営事業で、管理費収益をいう。 (老人福祉法に規定する軽費老人ホームにおける居住に要する費用に係る受取額をいう。一括徴収の償却額を含む。)
	その他の利用料収益	利用者	老人福祉の運営事業で、その他の利用料収益をいう。 (老人福祉法に規定する軽費老人ホームにおける管理費収益を除く利用者等からの利用料(徴収額を含む。)をいう。)
	補助金事業収益(公費)	国及び地方公共団体	老人福祉の運営事業で、補助金事業収益をいう。 (老人福祉法に規定する軽費老人ホーム事業に対して交付される国及び地方公共団体からの補助金等の事業収益をいう。)
	補助金事業収益(一般)	利用者	老人福祉の運営事業で、利用者収益をいう。 (老人福祉法に規定する軽費老人ホーム事業に対して交付される国及び地方公共団体以外からの補助金事業に係る収益をいう。)
	その他の事業収益	市町村、利用者、その他	老人福祉の運営事業で、その他の事業収益をいう。 (前記のいずれの収益にも属さない事業収益をいう。)
その他の事業収益	管理費収益	利用者	老人福祉のその他の事業で、管理費収益をいう。 (老人福祉法に規定するその他の事業で、居住に要する費用に係る受取額をいう。一括徴収の償却額を含む。)
	その他の利用料収益	利用者	老人福祉のその他の事業で、その他の利用料収益をいう。 (老人福祉法に規定するその他の事業で、管理費収益を除く利用者等からの利用料(徴収額を含む。)をいう。)
	その他の事業収益	市町村、利用者、その他	老人福祉のその他の事業で、その他の事業収益をいう。 (老人福祉法に規定するその他の事業で、前記のいずれにも属さない事業収益をいう。)

(総合福祉研究会)

